

アナフィラキシー傷病者に対する 救急救命士の処置範囲を広げる実証事業を行います

実証事業の内容

- 本実証事業は、厚生労働省により指定された地域で、十分な研修を受けた救急救命士が実施します。
- アナフィラキシー（急性かつ重篤な全身性のアレルギー反応）に対する治療にはアドレナリンの筋肉内投与が行われますが、現在の法令では、救急救命士がアドレナリンを投与できるのは、傷病者が自己注射製剤（エピペン®）を医師から処方され所持している場合に、当該傷病者に代わって投与する場合に限られています。
- この地域では、救急車にエピペン®を積載し、エピペン®を所持していないアナフィラキシー傷病者に対しても、病院到着前にエピペン®を投与する実証事業を救急業務として行います。
- 所定数のエピペン®を投与したところで実証事業は終了となります。終了状況については、各消防本部にご確認ください。

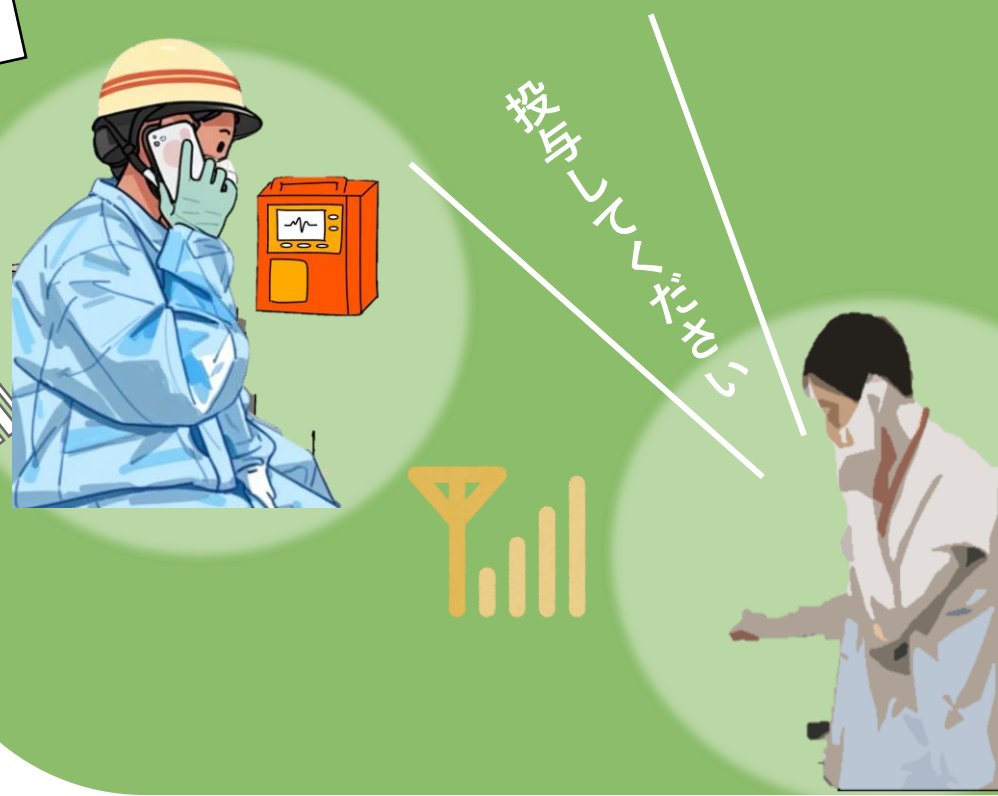
慎重な評価

救急救命士は、定められた手順で観察することで高精度にアナフィラキシーの可能性を推察できます。



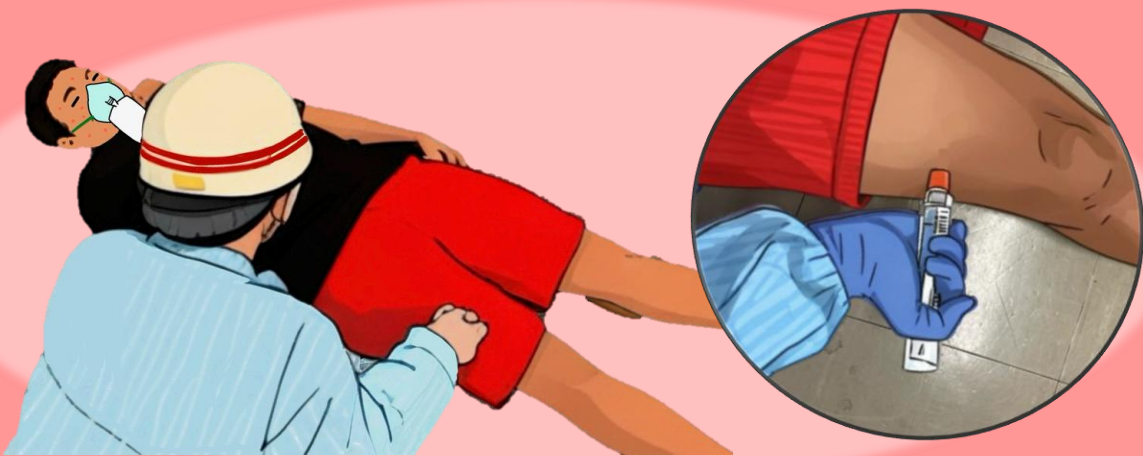
医師の指示

救急救命士は、医師に詳細な状態を報告して、処置の指示を仰ぎます。



迅速な投与

医師の指示に従い、手順通りに、迅速にエピペン®を投与します。



十分な説明と同意のもとに処置を実施します。
ただし、意識がない場合などの緊急時には、決められた手順に則り処置を実施します。
傷病者の方がこの処置を拒否された場合は実施しませんが、その場合でも、他の必要な処置は従来どおり行います。

本実証事業は

- 救急救命士の業務に関する法令を一部改正し行われます。（この改正は時限的な措置です。）
- 救急業務の一環として実施されます。
- 事業の結果をもって、救急救命士が行う処置の範囲を広げる議論が厚生労働省などで行われます。
- 宇部中央消防署・宇部西消防署・小野田消防署・山陽消防署では全期間実施します。
- 東部出張所・楠出張所では8、10、12月に実施します。
- 北部出張所・埴生出張所では9、11月に実施します。
- 実証期間中であっても、認定救命士が乗車していない場合処置は実施しません。

※本ポスターは、令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「救急救命処置「アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤によるアドレナリンの筋肉内投与」の投与対象拡大に係るに向けた実施体制整備研究」において、実証事業の支援の一環として作成されたものです。

※詳細は、下記のウェブサイトをご覧ください。

<http://kyumeisi-kaken.umin.jp/>



※ご質問やご意見については、下記に御連絡ください。

宇部・山陽小野田消防局 警防課

TEL 0836-21-6113